

断水に関する誤情報の拡散と風評被害

鈴木 浩 三

要 旨

平成30（2018）年9月6日に発生した平成30年北海道胆振東部地震（マグニチュード6.7、最大震度7）では、断水をめぐる誤情報が SNS 等で拡散し、社会的混乱や風評被害を発生させた。しかし、大地震等に際しての誤情報の拡散は SNS 等のなかった江戸時代にも観察できる。本稿では、この共通性に着目し、今回の断水に関する誤情報が短期間で拡散・収束した一方で、元禄地震や安政江戸地震では誤情報の拡散が続いた要因等を分析し、大地震等の非常時における誤情報への対応に向けた整理と視座の提供を行うとともに、誤情報の拡散を前提とする危機管理の重要性についても指摘する。

キーワード：誤情報（False Information）、風評被害（Damage by Rumor）、断水（Water Suspension）、大地震（Big Earthquake）、不安（Uncertainty）

I はじめに

平成30年北海道胆振東部地震では、「札幌市内全域が断水になった」等の誤情報が発災後短時間のうちに拡散し、関係機関が打消しに走る混乱が発生したほか、それに伴う風評被害も発生している。

今回に限らず、大地震等の天災や大規模な事故が発生すると、誤情報の拡散による社会的な混乱や風評被害が発生することが多い。従って、それらへの対策や対処の方針を検討することは、国や地方公共団体はもちろん、一般

の企業にとっても、非常時における危機管理や意思決定の上で大きな課題となっている。

今回、拡散した断水に関する誤情報の発信源、伝播ルート、発信件数、拡散地域、時間的経過等については、今後、詳細な集計及び分析がなされ、震災時の情報伝達やリスク管理等を検討するための材料となることが期待される。

一方、本稿では、今回の断水に関する誤情報の拡散に関して、その特徴の整理や対応にあたっての視点について、発災から間を置くことなく、迅速に提供することに主眼を置いている。南海トラフを震源域とする巨大地震や、首都直下型地震の切迫性が指摘されている環境下では、そうした作業も意味を持つからである。

II 大地震の際の誤情報拡散…今回の地震と江戸時代の地震の共通性

今回の誤情報の拡散は、従来の震災時における情報伝達や風評被害の発生等とは質的に異なる要素を含んでいた。それは、報道を介さなくとも、インターネットや SNS（会員制交流サイト）、無料対話アプリなどの個人の情報発信ツール（以下、「SNS 等」という。）を通じて、事実と異なる情報が、ごく短時間のうちに伝播・拡散することによって、社会的混乱や経済的損害を誘発した点にあった。しかも、情報の裏付けを取る訓練を受けていない人々による、簡単かつリアルな情報発信が可能になったことも実際に示された。

そうした目新しさと、事象の重大性ゆえにニュース価値が高まり、後述のように多くの報道がなされたのであった。それゆえ、「個人間で事実と誤った情報の伝播が繰り返されて拡散する」という条件のもとで、誤情報に誘発された社会的混乱や風評被害を分析することは今日的意義を持つ。

この条件からすれば、現代とは規模もスピードも異なるが、江戸時代の大震災時にも同様の事象が起こっていたことに着目できる。当時は、主に口コミによる誤情報の拡散と、それに伴う社会的混乱や風評被害の発生という形

をとったが、個人から個人への誤情報の伝達が繰り返されたという点では共通した構造を有している。しかも、江戸幕府（以下、「幕府」という。）が対応した事象については、当時の公文書類から、事実関係の概要を把握できる場合が多い。

そこで本稿では、そうした事象について、今回の地震と江戸時代の大地震とを対比しながら考察していく。また、断水をめぐる誤情報が拡散したこととの関連で、江戸時代に起こった水道に関する誤情報の拡散と、それによる混乱にも触れる。

こうしたアプローチを採用するのは、SNS等の現代的な装置の存在を取り払うと、類似した事象が数百年のスパンのなかで度々観察できるからにほかならないからである。この時間を越えた共通性への着目は、大地震に際しての誤情報の拡散という現象を、一般化して理解する機会を増やすとともに、対応策の検討に向けた仮説を検討していく上でも有益であろう。

Ⅲ 誤情報と風評被害

ここで、本稿で用いる「誤情報」や「風評被害」について若干整理すると、「誤情報」とは事実と異なる情報とする。ただし、「事実と異なる情報」や「誤情報」であっても、その情報が語られる時点で、人々がそれを信じることに無理のない場合等には、客観的事実ではなくとも“真の情報”として扱われることがある。天動説のように、後日、それが事実ではないことが判明することもある。それゆえ、ことがらの真実性とは、実は相対的なものである（鈴木 2013b）、と留保を付けた上で「事実」「誤情報」といった用語を用いる必要がある。

一方、「風評被害」という用語は1990年代頃から一般化したこともあって、厳密な定義があるわけではない。『広辞苑 第七版』（平成30年）によれば、「風評」とは「世間の評判」「うわさ」「とりざた」「風説」とあり、「風評被害」とは「風評によって、売上げ減などの被害を受けること」とある（新村 2018）。

東日本大震災以降の「風評被害」を扱った（関屋 2011）では、風評被害を「ある社会問題（事件・事故・環境汚染・災害・不況）が報道されることによって、本来『安全』とされるもの（食品・商品・土地・企業）を人々が危険視し、消費、観光、取引をやめることなどによって引き起こされる経済的被害のこと」とする。

これに対して、情報やマスコミの多寡は重視せず、「事故・災害により、当該事故地・被災地で生産される『安全な』食品・商品等の実際の安全性に消費者が不安を感じ、当該食品・商品等の購入を忌避することによって生じる主として経済的な被害」（曾我部 2012）、「事実ではない情報や正確性を欠く情報、誇張された情報等によって、産地や企業あるいは観光地などが経済的な打撃を受けること」（荒木 2012）と、広くとらえるものもある。

以上に共通するのは、風評被害とは「事実と異なる情報が（人々に）拡がることによって経済的被害が発生すること」といってもよいだろう。

そこで本稿では、「風評被害」を、“ある社会事象について事実と異なる情報が伝播していくことによって生じる人々の行動（消費、取引などの経済活動、社会的行動など）の集積が引き起こす経済的被害”ととらえることにする（鈴木 2013b）。

ただし、「風評被害」という用語については、「生産者側の被害のみに焦点をあて、消費者側の被害や理性的なリスク回避行動をみえなくさせている」といった批判的な分析もある（三浦 2014）。

IV 平成30年北海道胆振東部地震における断水に関する誤情報の拡散

1 地震直後の報道

今回の断水をめぐる誤情報は、地震直後から SNS 等によって拡散し、北海道各地で混乱を引き起こした。ここでは、それを報じた全国紙と地元紙、及び NHK の主な記事の要点を時系列で紹介する。

地震発生の 9 月 6 日 13 時過ぎから報道が始まり、朝日新聞の電子版には

【「地震で市内全域断水」はデマ 札幌市水道局が注意促す】とのタイトルの記事（朝日新聞 2018）が掲載された。

内容は、「札幌市内全域が断水している」との情報が SNS を中心にネット上を駆け巡っており、札幌市水道局によれば「断水は震源地に近い同市清田区、厚別区の一部、約 1 万 4,700 世帯で起きているが、市内全域とのネット情報は誤り」で、「同市水道局にも同様の問い合わせが多数寄せられている」というものである。そして、「デマ情報に惑わされないよう落ち着いて行動してほしい」という同市の呼びかけを掲載し、「断水地域以外で水道が出ない原因は、停電でポンプが停止しているためで、その場合は市内に設けられた応急給水拠点を利用してほしい」旨と、給水拠点の情報は水道局 HP に掲載されている旨を記している。

当日の 20 時を過ぎると【“デマ”に惑わされないで！ 振り回されず、冷静に行動を】と NHK でも扱われている（日本放送協会 2018）。

報道の内容には“大地震が再来する”といった誤情報が拡散していることのほか、正確な情報の入手を呼びかけており、公的機関のホームページや SNS の公式アカウントの情報を確認することが重要としたうえで、札幌市の“緊急時暫定版トップページ”等に掲載された給水情報などに誘導する。不正確な情報の打ち消しにも積極的で、函館市のホームページや SNS を引用して、ツイッター等で拡散していた“6 日午前 10 時から大規模断水”といった情報を明確に打ち消している。さらに、SNS 等で水道に関する誤った情報が拡散されていることに注意を促した上で、札幌市水道局の発表も引用して、同市が断水地域の正確な情報を提供していることも朝日新聞と同様に伝えている。

翌日になると北海道新聞の（どうしん電子版）でも【「札幌全域で断水」ネットにデマ相次ぐ 自治体が注意喚起】という見出しで取り上げられ（北海道新聞 2018a）、断水地域の情報、誤情報に対する自治体のコメントのほか、誤情報によって飲料水の購入行動に走った市民のコメント、誤情報が拡散した地域などを、地元紙だけあって、細かく追っている。

内容としては、まず、「地震が発生した6日、道内ではインターネットや会員制交流サイト（SNS）上に“札幌市内全域が断水する”“6時間後に水道が止まる”などの誤った情報が相次いで流れた」と報じられた。続いて「札幌市では断水が実際は清田区と厚別区の計1万5,000戸だったにもかかわらず、ネット上で“市内全域が数時間後に断水する”などの誤った情報が広がった。市水道局によると、札幌の浄水場は停電に対応するため災害用電源を利用。余震などで新たに水道管が破裂するなどの事故が無い限り、全面的に水道が止まる事態を想定していない。同局は“ネット上の情報は誤り”とツイッターなどで否定した」と、札幌市の対応や水が出ない場合の理由などを丁寧に紹介した。

また、道北の北見市についても、「停電後、自家発電機を使って全域で給水を継続したが、ツイッター上には“〇〇地区で断水が始まっている”などの投稿が並び、市には確認の電話が殺到。スーパーなどでは水が品薄となった」と震源地に近い札幌市だけの現象ではなかったことを報じている。その上で、「ドラッグストアへ水を買いに来た北見市の女性（23）は、SNS上で“昼から断水する”などの投稿を目にした知人から連絡を受け、足を運んだといい“どの情報を信じたらいいの”と困惑した表情を見せた」と、誤情報に接した市民がそれを信じて水を確保する行動をとっていたことも拾っている。さらに、根室管内中標津町や苫小牧市でも断水の予定がないのに、「6時間後に断水する」といった投稿がSNS上に並んだことを紹介し、「公式ホームページなどで確認を」といった各自治体の呼び掛けを掲載している。

この記事のように、スーパーで飲料水が品薄になった事実や、誤情報を信じて実際に水を買に行った市民のコメントにもみられるように、断水の予定が無いにもかかわらず、不必要な飲料水を購入する行為は、額の多寡は知られているが、購入者にとって経済的損失であることには変わりはない。さらに、それだけでなく多忙を極める水道事業体などが、誤情報への対応として正確な情報を発信したり、市民からの多数の問い合わせに応じる労力は、例えば超過勤務手当等の対象となるもので、経済的な評価は可能である。

2 インパクトの大きかった誤情報の拡散

9月11日の19時過ぎになると、拡散の全体像とともに、新たな展開も日本経済新聞（電子版）で報じられた（日本経済新聞 2018）。見出しは、【北海道地震、SNSでデマ拡散 専門家「発信元確認を」】となっている。

同記事によれば、「北海道で震度7を観測した地震に関して、根拠のない誤情報が交流サイト（SNS）や無料対話アプリを中心に拡散し、被災者に不安が広がっている。投稿は自衛隊などの情報として“数時間後に大地震が来る”などと記され、（中略）このほか地震後には“大規模な断水が始まる”などの誤った情報も流れたため札幌市や函館市、帯広市などもHPやSNSで注意喚起している」と、それまでの事実を整理している。さらに、政党の短文投稿サイト“ツイッター”の公式アカウントが投稿（6日午前に“石狩川浄水場の自家発電が故障しており、このままだと旭川市内の7割が断水する”旨）を削除、謝罪するに至ったことも詳しく報じている。

地震から数日経った11日には、北海道新聞（どうしん電子版）が、【<9.6胆振東部地震 くらしを守る>ネットのデマ ご注意 公式発表なし/時間不明/臆測/伝聞 拡散前に真偽確かめて】というタイトルで、今回の誤情報の拡散に関して特集記事（北海道新聞 2018b）を掲載した。特集記事が掲載されること自体、誤情報のSNS等による拡散によって大きな混乱が生じたことが今回の特徴であり、強いインパクトを持っていたことを物語っている。

この特集から断水関連の誤情報の部分を抜き出すと、「（前略）一部断水していた札幌市や北見市などで“全面断水”などとの誤情報も拡散した。最大1万5千戸が断水した札幌市では、市水道局に午前8時すぎから夜まで問い合わせが殺到した。同9～11時は1時間あたり1,600件近くに達し、同局は“断水や漏水に対応する本来業務に支障が出たのが悔やまれる”とする（後略）」とある。

この記事からだけでは、札幌市水道局への問い合わせのすべてが、断水に関する誤情報からみだったのかは判断できないが、同局の「本来業務に支障

が出た」というコメントからは、誤情報に基づく問い合わせに忙殺されて、必要な業務が停滞したことは事実だったと判断できよう。また、地震発生の1週間後の記事に「午前8時すぎから夜まで問い合わせが殺到」とあるように、誤情報による混乱は地震当日中には収束に向かっていたことがわかる。

V 江戸時代の誤情報や風評被害

1 先行きの不透明感と誤情報の拡散

江戸時代は、浮説、虚説、噂、風説などが渦巻く時代であった。江戸で、「蕎麦そばを食べた者が中毒死した」という風説が拡がったために蕎麦屋の休業が続出する（東京都公文書館 2007）、「上水に毒物が投入されたいらしい」という噂に驚いた江戸市民がパニックに陥る（東京都公文書館 1986）、「小判かいちゆうの改鑄かいちゆうがあるらしい」との浮説が流れたために金融取引に障害が生じる（東京都公文書館 1971）、といった事象が数多く発生した。誤情報が流れて社会が混乱し、さらに、それが経済的な被害に結びつくといったことは、珍しいものではなかったのである。

そこで本稿では、今回の地震に伴って生じた誤情報の拡散と、幕府編集の御触書おふれがきや、町触まちぶれなど当時の公的な記録に残された「誤情報の拡散」、「風評被害」とそれらの取締りの状況を対比する。というのは、御触書等の当時の公文書に残された取締りの事実は、誤情報とそれに基づく混乱や被害との関係性を示すからである。誤情報が社会的混乱や経済的損失など、幕府にとって「好ましくないこと」を招いたからこそ、禁止や取締りの対象になったからである。

なお、当時は「誤情報」「風評」という言い方はなく、幕府の公文書上の表現では「浮説」、「虚説」、「風説」「雑説」などと表現されていたので、本稿では、典拠した史料に記載された用語を用いることにする。

当時も、事実^{せよ}にせよ、誤情報にせよ、それらが人々に伝わる速度は速かった。もちろん遠隔地間の交通や通信の状況は現代とは比べるまでもないが、災害や事件などが発生すると、事実とともに、それらに関する誤情報も、人

と人とのコミュニケーションを介して社会に広がった。口コミだけではなく、手紙やメモ、有償の印刷物も多用された。

江戸・大坂を中心とする金・銀・銭の変動相場制が機能し、米の先物取引などが発達していた当時、金銀や銭、米の相場や、天候や災害など、商取引や相場形成に影響する情報は、江戸や大坂に限らず、迅速に全国に広がった(鈴木 2013a)。情報を取り損なうことは、経済的リスクに直結する世の中だったからである。しかし、そうした情報環境は、誤情報や風評が発生して拡散しやすい条件にもなっていた。

そうした情報環境の中では、それまで安全だと考えられていた上水や蕎麦といった食べ物や、取引システムに対して、人々が疑いを持ったり回避行動を取るようになると、それが当時の情報ネットワークによって広がって、混乱や経済的な影響をもたらしたことも実在した。

とりわけ、大災害に見舞われるなど、人々の先行きへの不安感が高まったり、情報への飢餓感が増大したときに、浮説・虚説の発生につながる傾向が見られた。政策が不人気であったり、幕府当局への信頼や信用が低下してくると、人々の思惑や願望が、浮説や虚説という形で現れるケースも散見される。

2 元禄地震

江戸が壊滅的な被害を受けた大地震には、元禄16(1703)年11月23日未明に発生した元禄地震と、安政2(1855)年の安政江戸地震が挙げられる。

元禄地震は相模トラフを震源域とするマグニチュード8クラスの巨大地震で、被害は江戸から小田原、箱根にかけて東海道筋に集中、伊豆半島や房総半島では大津波も発生した。江戸城では、平川門の倒壊、門に付属する番所が潰れて死傷者が出た雉子橋門や和田倉門をはじめ、西丸の諸施設も大破した。江戸市中の被害も甚大で、本所、神田などの沖積地を中心に家屋の倒壊が著しく、液状化現象による吹砂や泥水の湧出もみられた(東京市 1914)。

地震直後から、さまざまな流言や浮説も出回った。尾張徳川家の家臣・朝

ひしげあき おうむらうちゆうき
 日重章の『鸚鵡籠中記』には、「11月23日の昼から夜の間に天地が崩れるようなことが起こるといふ御神託が22日以前にあり、それが当たったため（23日未明の大地震を指す）、大地震の夜が明けた23日になると、商人たちが欲も得も忘れて商品を廉価販売した」とある（名古屋市教育委員会 1983）。当時、重章は名古屋に在住しており、この記述も伝聞によるとはいえ、「神託が当たった」といった流言を聞いた商人たちが恐慌に陥った旨が、江戸から伝わったことがわかる。人々は、さらに大きな地震が発生すると思っていた可能性もある。

江戸では大震災に限らず大火が発生すると、復旧・復興で景気が刺激され、物価が高騰した。元禄地震の直後も同様で、幕府は物価賃銀の騰貴抑制の触れを出したが（高柳・石井 1958）、市場をコントロールできず、翌年2月にも同様の禁令を出している（高柳・石井 1958）。そこでは、「時節柄なので若干の値段の高下は止むを得ない」と一定の現状追認をした上で、「急用の品」を狙って値上げする行為を特に取り締まっている。

3 元禄地震における虚説取締り

その後も余震が続いたともあって、幕府にとって好ましくない虚説が拡まった。『鸚鵡籠中記』には「大樹も御あやまちに成と云。虚説なるべし」と重章自身は「虚説なるべし」と否定はしているが、大樹＝5代将軍綱吉の政治が悪いから地震が起きた、ということが地震直後から世間で囁かれていたと記されている。

古代中国以来、天変地異は為政者の責任とされたので、幕府も敏感に反応した。11月28日には、「今回の地震に関して、色々な虚説を言い回る者があがるが、そのような者があれば速やかに捕えて、月番の町奉行所に連行せよ」と、地震後初めての虚説取締令が発せられた（東京市 1932）。虚説の具体的な内容を書けないほど、差障りのあるものだった可能性もある。

しかし、虚説は止まなかった。『鸚鵡籠中記』の元禄16年の補遺には、「11月20日から22日まで江戸では金星が見えなかったが、それは將軍生母の桂

昌院しょういんに破格の従一位を朝廷から無理に贈らせたことが天の道理に反するからで、桂昌院の屋敷ほど死者が多かった場所はない」「地震についての取り沙汰は一切してはならないとの御触があった」旨の記載がある。虚説は時間とともに進化して、より具体的になっていった。虚説の矛先は桂昌院の従一位獲得とそれを強引に進めた綱吉や柳沢吉保よしやすに向けられており、それに強い危機感を抱いた幕府が浮説を口にすることさえ禁じた、と重章は認識していたわけである。なお、桂昌院は、江戸の護国寺の建立や生類憐愍令への関与など幕政への強い影響力を持ち、地震の前年、綱吉や吉保などの働きにより、朝廷から従一位を与えられたが、それに対する批判は幕府内でも根強かった。

年が改まっても虚説の流布は止まなかった。大震災後の状況に人々が慣れ始めるに従って虚説を材料に謡曲や狂言なども作られるなど、かえってエスカレートしていた。そのため、翌年の元禄17年3月朔日（3月13日に宝永に改元）、前年の虚説禁止令に加えて、時事に関する風刺をこめた狂歌、謡曲、狂歌を禁止している（東京市 1932）。しかし、改元後の宝永元年7月8日には「又府内日々地震やまず。夜々怪あやしきもの物天を飛行するよし妖言もあればとて、護持、護国、大護、其他四ヶ寺に祈祷をおこなわしめらる」（東京都公文書館 1964）と、桂昌院ゆかりの護持院・護国寺などに祈祷を命じた。しかし、いくら取締りや祈祷をしても、綱吉・吉保・桂昌院の存在が虚説・妖言の背後にあったから、お手上げの状態となっていた。

元禄地震から3年も経った宝永4（1707）年2月にも、雑説の流布や落書、捨文の禁止を含む取締令が出された（高柳・石井 1958）。落書、捨文とは、政権や有力者・有名人を批判したり中傷する怪文書である。

この取締令の特徴は、私娼を置くことを禁ずる規定と、牛馬への過積載や鳥獸の販売を禁ずる生類憐愍令に属する規定の後に、雑説の流布を禁ずる規定が並んでいる点である。背景には、復興需要によって人々のカネ回りが良くなり、私娼が江戸城の近くまで徘徊するようになったこと、建築資材などの輸送が増えて牛馬の一頭あたりの負担が重くなったことがあった。鳥獸を商うことの禁止は、復興も一段落してペットを飼う余裕を持つ人々が増えて

きたことを物語る。相変わらず雑説は蔓延していたものの、江戸の着実な復興の足音が聞こえてくるなかで、その取締りは希薄化し、埋没しがちであった。

4 安政江戸地震

安政2（1855）年10月2日（新暦では11月11日）の夜半に起こったのが安政江戸地震である。震源は江戸湾の北部（現在の荒川河口付近）、地震の規模はマグニチュード6.9と推定される都市直下型の大地震である。

江戸の町方^{まちかた}の被害は、町会所の集計を記録した斎藤月岑^{げっしん}の『安政乙卯 武江地動之記』によると死者4,293人、負傷者2,759人、同じく町地における倒壊・焼失家屋は14,346戸あまりと記録されている（森・谷川 1970）。一方、武家方や寺院は不明であるが、全体では「控え目に見て総計七千を上回る数であったと推定される」という見解もある（野口 1997）。月岑は神田雉子町の名主を務めるのと同時に、『東都歳事記』、『江戸名所図会』、『武江年表』などの第一級の史料を残した人物として有名である。

江戸城の本丸御殿は無事だったが、竹橋門や辰の口の御畳蔵が倒壊、大手門や西丸^{にしのみる}などが破損、その他石垣の崩壊など大きな被害が生じた。埋立地で地盤の軟弱な大名小路（現在の日比谷・霞が関）では、大名屋敷の倒壊とそれに伴う出火による被害が甚大だった。城外では、本所、深川、築地、浅草などの沖積地あるいは埋立地で地盤の弱い地域に被害が集中した。

5 復興途上の浮説

地震から数日を経ると、さまざまな浮説や流言が流れはじめ、10月5日、それらの禁止令が出された。「被災した両替もあるが、両替業務も滞りなく行え」、「日雇などの手配が困難でも、諸職人たちは出来るだけ人を集めて業務にあたれ」という条項のほかに、「米問屋や米仲買が、米の売捌きが差し支えているなどと風説を流す場合には処罰するので、実直に商売に励め」となっており、食料供給への不安を煽る風説の流布を禁じる項目も加わってい

る。そのほか、買占め・売り惜しみの禁止条項も入れられていた（石井・服藤 1994a）。

このように震災後、虚説の類が次々と発生したが、地震や大火を何度も経験していた江戸の商工業者たちは、災害をビジネスに結びつける行動に出たのであった。それを反映して、物価や職人の手間賃の高騰を抑える町触等が続けて発せられている（石井・服藤 1994b）。それだけ、幕府の命令を守る者が少なかったわけで、需要が高まれば価格も上昇し、売惜しみも発生するという市場メカニズムに則った状況がみられたのであった。

ところが浮説による金融不安も発生した。金・銀・銭の両替機能に影響しただけではなく、市中の金融が不融通になり、それを憂慮した幕府は、地震から約1月後の11月7日に取締りを命じた（東京都公文書館 1957）。その特徴は、①幕政批判を含む浮説が横行しているところに大地震が起こったこと、②地震をきっかけにさまざまな浮説が言い触らされて人々が疑心暗鬼になっていること、③そのため金融の円滑性が損なわれていること、④浮説の嚴重な取締り等、にある。浮説の拡散が江戸の金融機能の不全を招き、震災復興どころか江戸・大坂を始めとする全国の経済に深刻な影響を及ぼす状況になっていたのである。

安政江戸地震の前年は、ペリーが再来航して、3月には日米和親条約（神奈川条約）の締結、下田・箱館が開港されたのを皮切りに、列強各国に開国を行った年であった。また、上野・常陸・越中・美濃などの各地で打壊しや強訴が発生するなど、武家支配の限界が見えてきた時代で、世情は騒然としていた。

そうした先行き不安な時代ゆえに、幕政批判の浮説が蔓延していたところに大地震が発生して、将来への不透明感が増したため、さらなる浮説の拡散につながったのである。しかし、元禄地震の際の幕政批判を背景とした浮説と同様、人々の不満や不透明感が解消されないため、浮説の封じ込めは難しかった。

6 変化した鯰絵

一方、人々が災害情報を求めていたため、地震後の7日頃から、夥しい種類の被災現場の一覧地図などが絵草子屋で販売され始めた。月岑自身が付けた注釈によれば、震災の2・3日後にはこうした「地震速報」の印刷物が販売され始め、それが幾百種類にも増え、11月には新版が連日発行され、12月には禁止された、とある（森・谷川 1970）。初めは被害情報が売り出され、時間の経過とともに、狂画や狂文、小唄などを交えたものに需要が移っていった。

とりわけ爆発的な人気を博したのが鯰なます絵であった。当時は、常陸国の鹿島神宮にある要石かなめいしが地下の大鯰を押さえているから地震が起きないと伝えられていた。そこに大地震が発生したこともあって、鯰は格好の錦絵の題材となった。

地震発生直後は、大惨禍をもたらした大鯰を懲らしめる凶柄や、要石が鯰を押さえ込む絵が中心であったが、復興が進んで好景気が到来すると鯰はヒーローになっていく。大工・左官・鳶の者など復興需要で潤った職人たちが芸者を揚げて鯰を接待する様子も描かれた。切腹した鯰の腹から小判がザクザクと出てくる絵も現存する。こうした鯰絵の変遷には、浮説の変化と同様、震災復興による好景気の到来により、人々の不安さえ娯楽の対象になるとともに、地震への恐怖が「金儲け」への欲求に変質していったことが反映されている。それは、元禄地震における浮説の変質とレジャー化と同様の経過をたどったものといえる。

7 水道も風評被害に……江戸で発生したパニック

天明6（1786）年9月、江戸で「上水に毒物が投入された」という浮説が出回り、市中が大混乱に陥った。人間の生存に欠かせない飲み水が対象だっただけに、蕎麦の場合よりもはるかに深刻だった。

そのため、当局は取締りと風評の打ち消しに追われた。9月12日の町触（東京都公文書館 1986）には3名の町年寄の名で、①最近、町方でさまざま

な浮説が出回り、上水についても、いろいろと言ひ触らしている、②浮説などを言う者があれば、召し捕って月番の奉行所へ訴え出よ、等となっている。また、この町触の注には、「世上、上水に毒が入れられたとのことで、人々が一向に水を汲まなくなったが、これは浮説であるから（安心して）水を汲むこと」と、人々の不安を解消する措置も講じている。

江戸を代表する両替だった中井家の11日付の記録にも「今日の夕方、世間に怪しい噂が出ている。飲み水に用心すること」とある（東京都公文書館1986）。江戸中がパニックに陥っていた。

明暦期から天明期にかけての天変地異などを記した杉田玄白の『^{のちみくさ}後見草』ではさらに詳しく述べている（森・谷川 1970）。江戸の上水は、井の頭池を水源とする神田上水と多摩川から導水する玉川上水の2系統からなっていたが、玄白によれば、毒物は両方に投入されたとの浮説があったとしている。そのため、大名・旗本から町人まで人々が一斉に恐慌を來たして、貯めておいた水を捨てたり、毒物が流れて来る前に大急ぎで水を汲む者があったと述べている。

しかし、この騒ぎは短期間で収束した。当局が素早く誤情報を「浮説」といって強く打ち消すとともに、誤情報であることを含む正確な情報を江戸市中に町役人の組織をフルに使って漏れなく周知徹底させたことが効果的であった。

この町触は、江戸町人の自治的組織のトップであった3名の町年寄から発せられ、各町の責任者である名主、さらにその下部組織である家主などを^{いえぬし}経て、地主階層から店借層、裏店住まいの人々まで確実に伝達された。この周知ルートは江戸の町人の支配と自治に沿った最も一般的な（ないしは唯一の）な経路であった。それとともに、当時の水道は自然流下であり「毒の入った水」が流れ去れば影響がなくなることを人々が認識していたことも背景にあった。

VI 考察と結論

これまでみてきたように、平成30年北海道胆振東部地震に伴って発生した断水に関する誤情報と、元禄地震や安政江戸地震に際して発生した「虚説」「浮説」などの誤情報は、個人間のコミュニケーションによって伝播・拡散されて、社会的な混乱や経済的被害を引き起こした点で共通する。

しかも、(鈴木 2013b)によれば、生老病死に関係する事柄に関する不安が増幅すると風評被害が生じやすいとするが、今回の地震では、それが図らずも現実となった。大規模停電で受水槽からの給水がストップしたため、人間の生存に不可欠な水を確保できないケースが生じ、それが SNS 等によって伝わって人々の不安を増大させ、「市内全域が断水になる」等の誤情報となって拡散した可能性が高いからである。

その一方で、断水をめぐる誤情報の拡散は短期間で収束した。そこには、今回の地震被害が一部地域への集中にとどまったことや、大規模停電が札幌市内では比較的早期に収束したといった事情もあったが、天明6年に起こった“上水への毒物投入”の浮説が短期的に収束したのと共通する部分も認められる。

その1つは、誤情報の否定と正確な情報を迅速に発信し、周知徹底するための周知手段として、当時、最も着実かつ一般的であった町触による情報伝達ルートを用いたことが効果をあげた点である。2番目は、人々が「毒が流れ切ってしまえば安全」と認識していた点である。

そうした当時の対応と、今回の地震における関係機関の対応とを比較するために、前述の報道内容をもとに、断水をめぐる誤情報の大規模な拡散に遭遇した関係自治体や報道機関による対応を整理すると次の①から⑤のようになる。

- ①信頼性の高い情報源（公的機関）が、正確で具体的な情報を迅速かつ大量、継続的に発信し、誤情報を明確に否定。
- ②公的機関の情報発信において、誤情報が拡散しているのと同じ媒体な

いしは利用者が重なる媒体（今回は、SNS、ツイッター、ホームページ等。江戸時代は町触の伝達ルート）で発信。

- ③報道機関による迅速かつ判り易い報道。誤情報を「デマ」という強い調子で否定。今回は常時閲覧可能な電子版に掲載したことが“社会の掲示板”の役割を果たした可能性がある。
- ④報道機関が、正確な情報を解説・提示し、受け手自らその裏を取れるように地方公共団体のホームページ等に誘導。
- ⑤それらによって、飲料水を確保できる安心感を人々が実感。

これらのうち、①と②については天明6年の諸対応と共通点が多い。①と②からは、誤情報が拡散を続ける局面では、その発生源の如何にかかわらず、誤情報そのものの否定と正確な情報の発信を同時に続けることが、誤情報の拡散を収束させるには効果的であるという示唆が得られる。また、③と④は報道機関の対応、⑤は人々の安心感の獲得に関するものである。それらは、今後、大地震の際の危機管理や情報発信に向けて視座を提供する可能性があり、かつ、対応策の検討にあたっての仮説にもなるだろう。

それに対して、元禄地震や安政江戸地震の場合のように、誤情報の拡散の背景に、人々の社会への不満や将来への不透明感などの構造的な課題があると、その早期の解消は難しく、拡散が長期化しがちになるほか、誤情報そのものの進化さえみられる。とはいえ、人々の関心が別の事象に移ると、拡散は収束に向かう傾向にある。いずれの地震でも、震災復興による好景気が訪れると人々の関心が経済面に移っていったのは、それを物語っている。

今回の地震と、江戸時代の大地震を対比すると、人々が不安や将来への不透明感を感じる程度が高まると、誤情報が人と人とのコミュニケーションを通じて社会に拡散する、という共通した傾向がみられる。ただし、今回の地震では「水が得られない」という不安が、関係機関の情報発信の努力や多数の給水拠点の開設、人口の多い札幌市内における停電の解消による揚水ポンプの再稼働などによって早期に解消されたこともあって拡散は早期に収束し

た。

つまり、不安の解消を早期に達成できるか否かが、その後の誤情報の拡散に影響する可能性を指摘できる。

以上のように、人々が不安を感じる場所に誤情報が拡散する現象は、人間の行動パターンとして「普遍的」である可能性もある。となれば、人々に極度の不安感を与える大地震などの非常時には、さまざまな発信元からさまざまな誤情報が流れて拡散することを前提にしながら、企業その他の機関は、危機管理や意思決定に当たることが重要であるといえる。

(筆者は東京都水道局 研修・開発センター 所長)

引用文献

朝日新聞デジタル (2018/09/06).

https://www.asahi.com/articles/ASL964C9LL96ULZU009.html?iref=pc_ss_date (2018年10月15日閲覧)

荒木一視 (2012)「風評被害とは何か その背景と危険性」『地理』第57巻第11号, 23-39頁.

石井良助・服藤弘司 (1994a)『幕末御触書集成 第四巻』岩波書店, 246-247頁 (整理番号3757).

石井良助・服藤弘司 (1994b)『幕末御触書集成 第五巻』岩波書店, 59頁 (整理番号4331). NHK News Web (2018/09/06).

<https://www3.nhk.or.jp/news/parts16/images/common/logo.png> (2018年10月15日閲覧)

新村出 (2018)『広辞苑 第七版』岩波書店, 2526頁.

鈴木浩三 (2013a)『江戸商人の経営戦略』日本経済新聞出版社.

鈴木浩三 (2013b)『江戸の風評被害』筑摩書房.

関屋直也 (2011)『風評被害 そのメカニズム』光文社.

曾我部真裕 (2012)「風評被害」『法学セミナー』第56巻第11号, 34-35頁.

高柳真三・石井良助 (1958)『御触書寛保集成』岩波書店, 787頁 (整理番号1509), 788頁 (同1512), 1248頁 (同2723).

東京市 (1914)「甘露叢」東京市役所編『東京市史稿 変災篇第一』, 69-71頁.

東京市 (1932)「流言飛語取締」東京市役所編『東京市史稿 市街篇第十五』, 69-71頁, 403-404頁.

東京都公文書館 (1957)「浮説取締」東京都公文書館編『東京市史稿 市街篇第四十四』, 430頁.

東京都公文書館 (1964)「時事諷詠謡曲狂歌類禁制」東京都公文書館編『東京市史稿 産

- 業篇第九』, 662-663頁.
- 東京都公文書館 (1971) 「吹替浮説者巖科令」 「改鑄否定申渡」 東京都公文書館編『東京市史稿 産業篇第十五』, 244-245頁, 725-726頁.
- 東京都公文書館 (1986) 「浮説取締町触」 東京都公文書館編『東京市史稿 産業篇第三十』, 477-478頁.
- 東京都公文書館 (2007) 「蕎麦中毒死風聞異説取締」 東京都公文書館編『東京市史稿 産業篇第四十八』, 256-257頁.
- 名古屋市教育委員会 (1983) 「鸚鵡籠中記 (二)」 名古屋市教育委員会編『名古屋叢書続編 第十卷』 愛知県郷土資料刊行会, 432-433頁.
- 日本経済新聞電子版 (2018/09/11).
<https://www.nikkei.com/article/DGXMZO35227790R10C18A9CC1000/> (2018年10月15日閲覧)
- 野口武彦 (1997) 『安政江戸地震—災害と政治権力』 筑摩書房.
- 北海道新聞 どうしん電子版 (2018a/09/07).
<https://www.hokkaido-np.co.jp/article/225643> (2018年10月15日閲覧)
- 北海道新聞 どうしん電子版 (2018b/09/17).
<https://www.hokkaido-np.co.jp/article/228419> (2018年10月15日閲覧)
- 三浦耕吉郎 (2014) 「風評被害のポリテイクス：名づけの〈傲慢さ〉をめぐって」 『環境社会学研究』 第20号, 54-76頁.
- 森嘉兵衛・谷川健一 (1970a) 「安政乙卯 武江地動之記」 森嘉兵衛・谷川健一編『日本庶民生活史料集成 第七巻 飢饉・悪疫』 三一書房, 183-211頁.
- 森嘉兵衛・谷川健一 (1970b) 「後見草」 森嘉兵衛・谷川健一編『日本庶民生活史料集成 第七巻 飢饉・悪疫』 三一書房, 55-86頁.